日野市学校施設ＬＥＤ照明器具賃貸借仕様書（案）

１．事業名称

日野市学校施設ＬＥＤ照明器具賃貸借

1. 目的

既設の照明器具をＬＥＤ照明に取り替え、照度の確保及び消費電力の削減を図ることを目的とする。

1. 対象施設、対象場所、既設照明数量
2. 対象施設　　　別紙１　「LED賃貸借対象施設一覧」　のとおり

小学校：１２校　中学校：８校　幼稚園：２園

1. 対象場所　　　別紙２　「LED対象場所」　のとおり
2. 既設照明数量　別紙３　「既設照明数量書」　のとおり

1. 賃貸借期間

導入施設ごとに、施工完了した年度の翌年度４月１日から１０年間（１２０月）

（１）施工期間が契約締結日から令和８年３月３１日までの場合

 　　 　賃貸借期間 令和８年４月１日から令和１８年３月３１日まで

（２）施工期間が令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの場合

賃貸借期間 令和９年４月１日から令和１９年３月３１日まで

 ※１　各施設の施工時期は　別紙１　「LED賃貸借対象施設一覧」　とする。

ただし、提案内容により、市と協議可能とする 。

1. 支払い方法

（１）賃貸借期間の毎年度１回ずつ、計１１回払いとする。

（２）受注者は賃貸借開始以降、毎年４月末日までに、当該年度分の賃貸借料を

　　　請求するものとする。

（３）市はその請求を受理した日から、３０日以内に支払うものとする。各年度の

支払額に１円未満の端数が生じる場合は、初回に精算するものとする。

1. 事業内容

（１）改修全面作製等の事前調査・計画事務

①ＬＥＤ照明賃貸借に係る改修図面の作製

別紙２　「LED対象場所」の図面を基本に改修図面（姿図、平面図）の作製を行うこと。

②照度計算書、照度分布図の作製

　　　教室、廊下、便所等すべての室の照度計算書、照度分布図を作成し、必要照度を満たす照　　明器具を選定すること。ただし、同一の学校において部屋の形状や照明配置が同じ場合は、１部屋の照度計算をもって他部屋の計算を省略することができる。

なお、各室の照度の下限値については、下表とすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 室名 | 設計照度 Ｅ ［ｌｘ］ |
| 教室（普通教室、特別教室、特別支援教室、少人数教室等を含む）、職員室、校長室、保健室、相談室、会議室、食堂ほか | ５００ |
| 体育館及び武道場におけるアリーナ | ３００ |
| トイレ、廊下等 | ２００ |
| 倉庫、機械室等 | １００ |

※表に記載のない室については、学校環境衛生管理マニュアルによる。

③現場調査、回路調査

　　　改修作業着手前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等に　　おいて問題等を発見した場合には、速やかに発注者に報告し、協議すること。

（２）ＬＥＤ照明設置

　　①ＬＥＤ仕様

* 1. 使用するすべての照明器具はＪＩＬ５００４「公共施設用照明器具」（以下、「公共施設用照明器具」という。）を使用すること。ただし、公共施設用照明器具の設定のない器種を選定する場合は、公共施設用照明器具の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応器具をもつメーカーの製品とすること。なお、設置するＬＥＤ照明器具等は、複数メーカーの製品を設置することも可とする。
	2. ＬＥＤ照明器具及び付属部品は新品であること。ＬＥＤ照明器具は、原則ランプのみの交換ではなく器具ごと交換とすること。ただし、舞台照明については、ランプ交換可能とする。
	3. 交換する器具は原則既存器具と同形状、同構造のものとすること。ただし、パイプ吊の器具に関しては、構造上（梁や室内機、その他の器具との干渉）、支障が無ければ、直付型とすること。また、設置の際に、天井に隙間等が生じないよう処置し、既設照明器具の取付跡が見えないよう配慮すること。
	4. 器具メーカーは下記を満足する者とする。

・一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカー

・ＬＥＤ照明器具の製造・販売の実績が５年以上。

・ＬＥＤ化リース事業において、類似事業の実績があること。

・契約後、速やかに導入可能な生産供給能力を有すること。

* 1. ＩＳＯ９００１、ＩＳＯ１４００１の認証取得工場で製造していること。
	2. 電気用品安全法（ＰＳＥ）に適合していること。
	3. 本事業に関連するＪＩＳ（日本産業規格）、ＪＩＬ・ＪＥＬ・ＪＬＭＡ（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
	4. ＬＥＤ化による照明機器からの雑音ほか、映像・音響機器への影響を与えない対策を施すこと。
	5. 照明器具等には、本契約の借上物品であることが判別しやすいように、以下の項目をラベル等により表示すること。

①設置業者名　②賃貸借期間　③借上品であることの記載

* 1. ＬＥＤ一体化ベースライトについては、ライトユニットが取り外し可能なものとすること。
	2. 既設照明器具が設置された現場状況に応じて、適切に付属品（ガード、センサー等）を設置すること。
	3. 光源（ＬＥＤ）の寿命は４０,０００時間以上、高天井照明については６０，０００時間（光束維持管理８５％以上）以上の製品とすること。
	4. 外部及び給食室（休憩室、便所、倉庫を除く）に設置する照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
	5. 舞台照明用の調光装置について、今回、改修対象としない。
	6. 既設照明器具が設置された現場状況に応じて、適切に付属品（ガード、センサー等）を設置すること。
	7. 照度は、学校環境衛生基準を満たし、（１）改修全面作製等の事前調査・計画事務の②照度計算書、照度分布図の作製に記載の下限値以上とする。
	8. 色温度及び平均演色評価数（Ｒａ）は、原則、既存の照明器具と同等とすること。ただし、既存の色温度が電球色の場合は昼白色にすること。
	9. 既設照明に付属機器及び自動点灯機能等がある場合は、交換するＬＥＤ器具も同様に付属機器及び自動点灯機能等を備えること。
	10. 既設照明器具が設置された現場状況に応じて、適切に付属品（ガード、センサー等）を設置すること。

②施工仕様

1. 受注者は、設置現場における改修作業の技術上の管理をつかさどる主任技術者または、必要に応じて監理技術者を定め、文書（指定様式）で届け出ること。また、現場代理人も定め文書（指定様式）にて提出すること。現場代理人は、改修現場一切の事項を処理し、現場の安全衛生、災害防止、就業時間等現場の運営に関する重要な事項は市と協議すること。また、受注者の責任のもと、電気工事業者等の資格を有する者により設置するものとし、当該改修作業に必要な資格を有する者を届出ること。
2. 受注者は、業務着手時、月末、納品時及び発注者が必要と認めるときは、打合せ協議を実施するものとする。また、受注者は、着手前に、発注者と日程、時間及び仮設計画等について、綿密に打合せを行い、その協議内容を議事録として書面化し報告すること。
3. 作業は、原則、学校の教育環境に支障が生じぬように行うこととし、平日開校日を基本とし、作業日時は発注者及び学校管理者と十分協議する。ただし、土曜日・日曜日・祝日の作業についても協議可能とする。
4. 改修作業に使用する雑材は全て新品とする。
5. 改修作業において発生する作業、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
6. 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者及び学校管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
7. 改修作業期間中、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に加入し、証書の写しを提出すること。
8. 改修作業にあたり、授業等への影響が最小限となるよう配慮するとともに、学校利用者等の安全に配慮した管理とすること。
9. 搬出入経路については、学校管理運営上の支障がないように配慮し、発注者及び学校管理者の承諾を得ること。
10. 作業車及び運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の施設の敷地内における必要な場所については、事前に発注者の承諾を得ること。
11. 原則、設置の際に天井資材を必要以上に破損しないこと。天井改修や開口を設ける必要がある場合は、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえ適切な方法で作業を行うこと。その費用等は受注者が負担すること。
12. 改修作業で使用する足場等は受注者の負担で準備すること。設置に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、発注者と協議のうえ、原則受注者がこれを行うこと。
13. 改修作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床掃除を行うこと。
14. 電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものではない場合は、発注者と協議のうえ、交換、補強又は落下防止器具を取り付けるなど、安全性を確保すること。
15. 照明器具の設置においては、適切に落下防止措置を講じること。
16. 特定天井（高さが６ｍ以上、２００㎡以上の天井：体育館のアリーナ）に設置されている照明器具は、原則として躯体に直接固定し、かつ、ワイヤーで落下防止措置を講ずること。
17. 体育館のアリーナにある照明器具には拡散パネル、側面（埋込照明を除く）ガード及び底面ガードを設置すること。
18. 照明器具の設置においては、適切に落下防止措置を講じること。
19. 体育館の舞台照明は、レースウェイ等で施工を行い、適切に振れ止め対策を行うこと。
20. アスベスト含有のおそれがある既設天井ボード等に開口を設ける必要がある場合は、アスベストを含有するとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえ適切な方法で作業を行うこと。また、市で調査済のアスベスト結果については、別紙４「学校校舎等アスベスト調査状況一覧」を参照のこと。
21. 改修作業前後に照明回路の絶縁抵抗及び導通試験を行い、その結果を発注者に報告すること。
22. 照明器具設置前後の照度計による測定を行い、その結果を発注者に報告すること。なお、測定位置については事前に協議を行い、承諾を受けたうえで行うこと。
23. 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については、関連法令を遵守し、受注者で処分するものとし、産業廃棄物処理管理票を提出すること。

また、既存の安定器にＰＣＢは含まれていない。

1. 設置するＬＥＤ照明器具について、管理台帳を作成し、各ＬＥＤ照明器具が整理できるよう番号等の割り振りを行い、賃貸借備品であることがわかるようにすること。また各ＬＥＤ照明器具にも、管理台帳で割り振った番号等を表示すること。具体的な表示内容については別途協議とする。
2. 改修作業中に他の工事等が重なった場合は、各受注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
3. 本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版、学校環境衛生管理マニュアルに準拠すること。
4. 事故、火災等への対応について、受注者はあらかじめマニュアルを作成すること。
5. 事故等が発生した場合は、マニュアルに従い、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講ずることともに、市へ通報すること。

（３）保守点検事務

　　　ＬＥＤ照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、ＬＥＤ照明器具が正常な状態で使用　　できるよう維持管理すること。なお、維持管理に係る賃貸借金利、保険費用、維持管理費用（緊急修理、不点灯時の対応）は受注者の負担とする。

1. 設置後から賃貸借期間終了までの間、不点灯及び照度低下（設置後４０,０００時間、ＬＥＤ高天井照明については６０，０００時間以内に設置後照度測定の平均照度の８５％未満寿命）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、直ちに修理、交換（以下「交換等」という。）を行うこと。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について発注者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を発注者に書面で報告すること。
2. 受注者はＬＥＤ照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な動産総合保険に加入し、器具に不具合が発生した場合は、速やかに交換等の措置を行うこと。
3. 受注者はＬＥＤ照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者名を記載した書面を発注者及び各施設に届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を届け出ること。
4. 設置後から期間終了までの間に発注者がＬＥＤ照明器具の設置箇所等の変更をするときは、受注者の承諾を得たうえで、発注者負担により物品の取り外し、設置及び調整をする。
5. 前項（エ）にあたり、ＬＥＤ照明器具の取り外し、設置及び調整に必要な情報を発注者に提供すること。
6. 設置箇所を変更したＬＥＤ照明器具についても、賃貸借期間終了まで維持管理の対象とすること。
7. 検査
8. 改修作業の完了した施設は、速やかに「９ 提出書類一覧」に示す書類を提出し、検査を受けること。
9. 検査は受注者の立会いのもと行うこと。
10. 検査によって不合格になった箇所については、受注者の責において賃貸借期間開始日までに修補し、発注者の再検査を受けること。
11. 賃貸借期間終了後の器具の取扱い
12. 賃貸借期間終了後の器具一式は、発注者に無償譲渡するものとし、そのための手続等を行うこと。
13. 賃貸借期間終了後は無償譲渡とするため、賃貸借料に固定資産税相当額を含めないこと。
14. 提出書類一覧

（１）次に掲げる書類２部及びデータ一式(DVD-R等)で期日までに発注者に提出すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 期日  | 提出書類  | 内容  | 備考  |
| 作業前  | 改修作業計画書  | ①実施工程表  |   |
| ②施工体系図  |   |
| ③体制表及び連絡先  |   |
| ④仮設計画  | 搬入ルート、作業区画、資材置き場等を記載すること  |
| ⑤現場代理人等通知書  | 監理技術者又は主任技術者の資格者証の写し及び経歴書を添付すること  |
| ⑥照度計算書、照度分布図 | ６（１）②参照 |
| 作業後  | 完成図書  | ①ＬＥＤ改修業務改修図面  | 姿図、平面図 |
| ②器具照明配置図  | ④管理台帳と配置図内の各照明設備の番号等が一致しておくこと  |
| ③器具設置前後の写真  |  |
| ④照明器具管理台帳  |   |
| ⑤照度測定結果一覧  | 部屋ごとに記載すること  |
| ⑥絶縁抵抗・導通試験結果一覧  |   |
| ⑦照明器具仕様書  |   |
| ⑧産業廃棄物処理管理票  |   |
| ⑨維持管理業務中の緊急連絡先及び担当者一覧  |   |

（２）その他 その他市が要求する書類

1. その他特記事項
2. 受注者は、発注者が賃貸借期間開始日を待たずに、施工したＬＥＤ照明器具の仮使用を認めること。なお、仮使用期間中の対応は賃貸借期間と同等に行うものとする。
3. 本事業を総合的に管理する統括責任者を１名選任し、市に報告すること。統括責任者は、受注者の常勤社員から選任すること。また、各種業務（調査・計画、改修作業、保守管理等）の責任者を選任し、その責任者と責任範囲を明記した体制表を市に提出すること。
4. 本事業の履行にあたり、事前調査及び本事業で知り得た情報発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示または漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずること。
5. 建築基準法、消防法、建設業法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び本事業に関係する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で定めるものに準拠すること。
6. 受注者は、本設備の改修作業、その他維持管理作業等において、日野市内業者を積極的に活用することとし、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。
7. 情報セキュリティポリシーの遵守

　　　　　 １）本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。

２）日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式１～様式６）を業務内容に応じて提出すること。

　　　なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。

３）本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性２以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

1. 環境負荷低減の取組みについて

１）日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。

　　　　 ①環境基本計画　②環境配慮指針　③環境方針　④環境管理上の要望について⑤地球温暖化対策実行計画　⑥気候非常事態宣言

⑦日野市プラスチック・スマート宣言

２）洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要　最小限での合成洗剤使用を可能とする。

1. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第４２号）」に基づき、次の事項に留意すること。

１）障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

２）差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第１３条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第１２条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

1. 内部通報制度

１）日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和３年６月１日施行）を制定し、内部通報制度を導入している。

　　　　　本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

２）内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

　　　なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

1. 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

　　　・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

　　　・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

　　　　　　　なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

1. 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、発注者と協議をし、これを処理するものとする。